

札幌市立大学ハラスメント防止研修用動画制作等業務提案説明書

1 業務の名称

札幌市立大学ハラスメント防止研修用動画制作等業務

2 業務の目的及び内容

業務仕様書【別添1】のとおり

3 業務委託契約の概要

(1) 契約方法 公募型企画競争により選定された契約候補者との随意契約

※具体的な契約内容については、契約候補者と公立大学法人札幌市立大学との交渉を通して決定するものとし、協議が整った場合に随意契約にて契約を締結する。その手続きについては、公立大学法人札幌市立大学契約規程による。なお、企画提案の内容をもって契約するものとは限らない。

※契約候補者との交渉が不調に終わった場合、選考において次点とされた者と交渉する可能性がある。

(2) 公告日 2024年9月6日（金）

(3) 履行期間 契約日から2025年3月31日まで

(4) 予算規模 本業務の上限は、500,000円とする（消費税及び地方消費税を含む）。

※契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

4 企画提案を求める事項

(1) 企画提案を求める事項

ア ハラスメント対策において重要な事項、解決のポイント

イ 大学におけるハラスメント事案の特徴やそれを防止するための重要な事項、解決のポイント（教員及び事務局役職者と学生及び事務局一般職員に分けて提案する）

ウ 上記ア・イを踏まえ、本学のハラスメント防止研修用動画を作るにあたって、どのような構成とするか（教員及び事務局役職者用と学生及び事務局一般職員用に分けて提案する）

エ その他、ハラスメント防止に効果的な内容の提案

(2) 企画提案書類

ア プレゼンテーション資料（A4両面10枚以内。様式の指定なし）

- ・パワーポイント等を使用し、本学のハラスメント防止研修用動画を作るにあたって、どのような構成とするか等、動画の内容に関するプレゼンテーションを実施する。その際に作成したパワーポイント等の資料を紙媒体にて事前提出する。
- ・提案内容は4（1）ア～エとする。

イ ポートフォリオ（A4片面3枚以内）

- ・【別添2】様式に記載すること。また、過去の業務で制作した動画をCD・DVD等にて提出すること（企画競争終了後返却する）。

ウ 見積積算書（A4片面1枚以内）

- ・【別添3】様式のとおり仕様書【別添1】に記載している事業について積算を記載してください。

※上記4（2）ア～ウに使用する目的で、以下を可能とする。

- ・本法人のキャンパス及びロゴマークの画像等資料入りCD-R又はDVD-R1枚貸与。札幌市立大学事務局総務課にて直接貸与する。
- ・ウェブサイトのスクリーンショット等の使用。

5 参加手続きに関する事項

(1) 提出資料等

ア 札幌市競争入札参加者名簿に登載されていることを証明する書類

イ プレゼンテーション資料

- ・上記4（2）アを参照。様式の指定なし。

ウ ポートフォリオ【別添2】及び過去の業務で制作した動画のCD・DVD等

- ・上記4（2）イを参照。所定の様式を用いること。

エ 見積積算書【別添3】

- ・上記4（2）ウを参照。所定の様式を用いること。

(2) 日程（予定）

- ・企画提案の公募開始 2024年9月6日（金）

- ・ 質問の受付 (①) 2024年9月17日(月) 17時まで
- ・ 企画提案書類提出 (②) 2024年10月9日(水) 17時まで
- ・ 参加資格の確認及び審査 (③) 2024年10月18日(金)
- ・ 契約締結 2024年11月上旬(予定)

① 質問の受付について

〈質問方法〉

質問がある場合は、電子メールにて提出すること。提出期限までに「質問書」【別添4】に質問を簡潔に記入し、以下のアドレスに送付すること。なお、電話での質問は受け付けない。

電子メールアドレス：syomu@scu.ac.jp

その際、電子メールの件名は「【提案者名】札幌市立大学ハラスメント防止研修用動画制作等業務 質問書」とすること（【提案者名】の部分は適宜置き換えること）。

〈回答方法〉

質問に対する回答は、電子メールにより質問書の提出者に回答するほか、原則大学ウェブサイト上に掲載して公表する（質問者名は公表しない）。

② 企画提案書類提出について

〈関係様式の入手方法〉

札幌市立大学公式ウェブサイトに掲載する。

https://www.scu.ac.jp/about/publish/bid_information-2/

〈企画提案書類の提出方法〉

下記提出先まで持参又は書留郵送(土・日曜日及び祝日を除く9時から17時まで)による。

〈提出数〉

4(2)ア～ウを一式として10部(一式ずつ封筒などに封入すること)、5(1)アについては1部、4(2)イに係る電子データ(CD又はDVD)は1部を提出すること。

4(2)ア及びイについては、それぞれ、ホッチキス止めすること。

〈提出先〉

〒005-0864 札幌市南区芸術の森1丁目

公立大学法人札幌市立大学 芸術の森キャンパス 事務局総務課人事担当

③ 参加資格の確認及び審査について

<参加資格の確認>

下記6に基づき確認を行い、参加資格を満たすことを確認した者について、札幌市立大学ハラスメント防止研修用動画制作等業務の事業者選定に係る企画競争実施委員会（以下「実施委員会」という。）が企画提案の審査を行う。

<審査（書類審査及びプレゼンテーション）>

- ・実施委員会の各委員による採点を合計する総合点数評価とする。
- ・評価基準表【別添5】の評価項目について、上記4(2)ア「プレゼンテーション資料」、イ「ポートフォリオ」、ウ「見積積算書」の内容を踏まえ、評価する。最も高い企画提案者を、契約候補者として選定する。

<出席者>

総括責任者を含む最大2名までとする。

<開催場所・日時>

2024年10月9日（水）以降に個別に通知する。

（現時点では2024年10月18日（金）を予定）

<実施方法>

1企画提案者当たり約30分（提案説明・プレゼンテーション20分以内、質疑応答約10分）を想定し、順次個別に行う。（対象者数等により、1企画提案者当たりの提案説明・プレゼンテーション時間は変更する可能性がある）。

※プレゼンテーションで使用するPC及びプロジェクターは本法人が用意する。ただし、インターネット接続環境はないことから、必要に応じて各社用意すること。

<提案説明の内容>

事前に提出した企画提案書類等により説明すること。その他、こちらが要望した事項について説明すること。

<結果の通知>

審査結果は、速やかに企画提案者全員に通知する。

- ・最も合計点数が高い同点の企画提案者が2者以上あった場合、同点となった企画提案者を対象としたくじ引きにより選定する。最低基準点を6割以上とし、最低基準点に満たない場合は、契約候補者としない。
- ・提案者が1者であっても、最低基準点を超えた場合は、契約候補者として選定する。
- ・なお、選定の結果に対する質問については、通知日から起算して10日以内に文書にて本法人事務局総務課（下記【問い合わせ先】）に提出すること。

6 参加資格

以下の条件を全て満たす者とする。

- (1) 公立大学法人札幌市立大学契約規程第4条及び第5条、並びに、札幌市契約規則第2条の規定に該当しない者であること。
- (2) 札幌市競争入札参加停止措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法による更正手続開始の申立て又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務関係）において、業種が「役務（一般サービス業）」に登録されている者であること。
- (5) 企画提案書類を提出する日の前日現在で、今回の公募に付する事項に関し、原則として1年以上の営業実績を有していること。
- (6) 企画提案書類を提出する日の前日現在で、札幌市内に本社、支店又は事業所を有し、本法人で行う打合せ等への出席・業務遂行が円滑にできること。
- (7) 本法人が過去に実施した入札等において、故意に附属書類に虚偽の事実を記載した者でないこと。
- (8) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (9) 本業務において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。

7 参加資格の喪失

本公募型企画競争において、企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで（契約候補者にあっては契約を締結するまで）において、次のいずれかに該当するときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は契約候補者としての選定を取り消すこととする。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき
- (2) 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき

8 参加資格等についての申立て

本企画競争において参加資格を満たさないもしくは満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。

9 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申立てを行うことができる。

10 その他の注意事項

- (1) 本企画競争に係る一切の費用については、企画提案者の負担とする。
- (2) ポートフォリオに添付した過去の業務で制作したもの（実物）を除く提出書類は返却しない。
- (3) 提出期限後の企画書の提出、再提出、差し替えは認めない。
- (4) 本法人の関係者及び施設への直接取材は不可とする。
- (5) 本件の実施にあたり本法人が貸与した資料は、企画提案書の提出時に返却しなければならない。

- (6) 応募した企画提案の著作権は、提案者に帰属する。
- (7) 採用した企画提案の著作権は、本法人に帰属する。
- (8) 本公募型企画競争に関する説明会は行わない。
- (9) 企画提案者は、本法人に対し、企画提案者が企画を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (10) 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ本法人に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

【問い合わせ先】

〒005-0864 札幌市南区芸術の森1丁目
公立大学法人札幌市立大学 事務局総務課
担当:長岡
TEL:011-592-2300 FAX:011-592-2369
MAIL syomu@scu.ac.jp